

桜新町 街づくり協議会ニュース 第16号

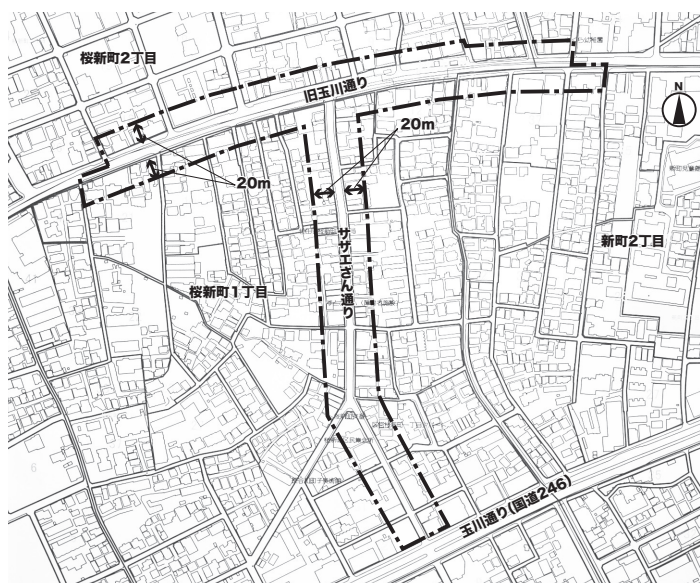
平成26年2月 発行
発行：桜新町街づくり協議会

区民街づくり協定を登録します

平成26年2月7日に開催した桜新町街づくり協議会において、「桜新町街づくり協定(案)」が承認され、正式に区に登録届出することとしました。

●桜新町街づくり協定の主な内容

- ① 街づくり協定を実効あるものとするため、運営委員会を設置します。新築時や新規出店の際は運営委員会に申し出て、当地区にふさわしい建物や業種とするよう、事前調整協議をします。
- ② サザエさん通り及び旧玉川通りに面して新築、増改築および改装する時は、建物の1階部分は道路境界線より1m以上壁面後退し、壁面後退した部分は歩道との連続性を確保します。
- ③ 建物の1階部分は店舗とし、風俗店などの当地区にふさわしくない業種は避けるものとします。
- ④ 歩道などには、商品のはみ出しや看板等を置かないようにするとともに、閉店後も街の賑わいをつくるようなシャッター等の工夫をします。
- ⑤ 誰もが使いやすいバリアフリーの店づくりをします。(段差の解消、入口や通路幅の確保等)



街づくり協定の範囲

■街づくり協議会の議事概要

日時 平成26年2月7日(金) 午後7時30分～8時30分

場所 桜新町商店街振興組合事務所

出席者 協議会5名 区2名 街づくり専門家1名

1 区民街づくり協定の修正について

- ・街づくり専門家から説明。
- ・主な修正点は以下のとおり。

① 前文(主旨)について経緯を含めて再確認し、修正した。(裏面に続く)

(表面から続く)

- ② 組織・運営第2条 運営委員の選任方法、過半数を地権者とすること、任期を明記した。
- ③ 協定の内容第1条 「当地区にふさわしくない業態」の例を明記した。

2 修正案に対する意見

<塀、柵について>

- ・壁面後退をした場所の、塀や柵をどう考えるか。せっかく壁面後退をしてもその前に塀や柵をつくってしまっては意味がない。
 - ・歩道との境界部分に障害物をつくらない、との文言を入れてはどうか。
 - ・植栽をどうするか。世田谷区はみどり33で緑化についての指導がある。壁面後退部分に緑をつくった場合は、障害物になってしまう場合があるのではないか。
 - ・植栽の考え方で統一して記載することは難しいのではないか。
 - ・塀や柵は問題であるが、緑地はケースバイケースで考えても良いのではないか。
- ⇒表現としては、「壁面後退部分は前面の歩道との連続性を確保する」という文言を入れることとする。

<協定案の承認について>

⇒上記修正をした上で、協定案については承認する。

<運営委員について>

- ・事務局案として、現在の協議会会長および事務局の4名を提示するが、他にも運営委員を推薦してほしい。
- ⇒他に声かけをしてもすぐには難しいと思われるので、最初は事務局案の4名でスタートする。



<協議会の今後について>

- ・協議会は、これで終了になるのか。
 - ・協定を制定した後も、情報交換をした方がよい。
- ⇒建築主、新規出店者等と、どのような協議をしたか会員に報告したり、意見をもらう機会を定期的に設けるためにも協議会は継続する。

<今後の進め方>

- ・協定を制定し、区民街づくり協定として区に登録届出することを地域に周知し、一定期間を置いて意見を募る。
- ・賛同者の署名を集め、賛同者名簿を作成する。
- ・賛同者名簿と検討経緯、地域への周知の経緯を明記して区に登録届出をする。